

資料4

第76回 佐賀市水対策市民会議

総会資料

【第4号議案】

令和5年度 河川浄化功労者表彰の受賞者について

1. 河川浄化功労者の推薦基準

制度の目的

佐賀市水対策市民会議及び佐賀市では、河川浄化運動に特に貢献され、地元自治会より推薦された団体・個人に対して、その功績を称え表彰を行っており、令和3年度に河川浄化功労者の候補者推薦基準（以下「推薦基準」という）の改正を行った。

河川浄化功労者の候補者推薦基準

1 対象者

河川浄化功労者として表彰される対象者は、市内の河川または市内の生活用排水路（以下「河川等」という。）の浄化について清掃活動あるいは啓発活動、その他積極的な活動を行い、顕著な功績があった団体及び個人とする。

2 基準

前条の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自治会長による推薦

- ア 河川等の積極的な清掃活動を行い、かつ、その活動が概ね5年を超える者
- イ 河川等の愛護意識を高めるため、地域住民に対して、特に積極的な啓発活動を行った者
- ウ 清掃活動の効果を高めるため、自らが創意工夫して器具等を製作し、その実績を上げた者
- エ その他、浄化活動について、特に地域住民の模範となるような活動を行った者

(2) 水対策市民会議会長による推薦

- ア 企業・学校等の単独事業として河川等の積極的な清掃活動を行い、河川清掃後に「川を愛する週間」報告書を提出しており、その活動が概ね5年を超える者
- イ 特定の地域の活動ではなく、佐賀市全体の河川浄化運動の推進に貢献があった者

3 再表彰

既に表彰を受けた者であっても、前回の表彰を受けてから概ね10年を経過したときは、表彰することができる。

4 推薦

- (1) 候補者の推薦は、別紙様式によるものとする。
- (2) 自治会長が団体を推薦する場合は、校区自治会長及び単位自治会長双方からの推薦によるものとする。

2. 令和5年度 河川浄化功労者

表彰候補者の推薦

- ・河川浄化功労者について、令和5年度は、自治会より団体3件、個人7件の推薦があり、候補者としている。
- ・今回、下記対象者の中から、水対策市民会議の会長名で推薦する団体5件を水対策市民会議事務局にて候補者として選定。

水対策市民会議会長による推薦

①第2条第2号アに該当

企業・学校等の河川清掃の単独事業としての清掃実施回数が多い団体（過去に表彰歴があるものを除く）。

対象者 別紙

候補者 別紙

自治会長による推薦

候補者 別紙